○柳井地域広域水道企業団職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程

平成５年４月１日
管理規程第３号

（趣旨）

第１条　この規程は、柳井地域広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５８年柳井地域広域水道企業団条例第７号。以下「条例」という。）第１２条の２の規定に基づく管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第２条　条例第１２条の２第１項の規定による管理職員特別勤務手当は、次の各号に掲げる職員に対し、勤務１回につき当該各号に定める額（勤務に従事した時間が６時間を超える勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）を支給する。

（１）柳井地域広域水道企業団管理職手当の支給に関する規程（昭和５８年柳井地域広域水道企業団管理規程第２号）第２条第１項の規定による区分（以下「管理職手当区分」という。）が１種又は２種である職を占める職員　８，０００円

（２）管理職手当区分が３種である職を占める職員　６，０００円

（３）管理職手当区分が４種である職を占める職員　４，０００円

第３条　条例第１２条の２第２項の規定による管理職員特別勤務手当は、次の各号に掲げる職員に対し、勤務１回につき当該各号に定める額を支給する。

（１）前条第１号の職員　４，０００円

（２）前条第２号の職員　３，０００円

（３）前条第３号の職員　２，０００円

２　条例第１２条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（準用）

第４条　前３条に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給については、柳井市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成１７年柳井市規則第４４号）の規定の例による。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２１日管理規程第４号）

この規程は、平成１７年２月２１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日管理規程第１号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３０日管理規程第１号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３０日管理規程第２号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日管理規程第２５号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。